

第2回 会報・ホームページ委員が 調査しました!

前号では、日本刀の基礎知識と歴史について触れてみました。今号では、日本刀の登録手続と行政書士業務の関わりについて書いていきます。

日本刀と行政手続<後編>

会報・ホームページ委員 藤永 誠一郎

「行政書士と日本刀の所有者変更手続方法」

猟銃などの銃砲の所持の管轄は警察署であり、警察署での講習や病院での診断書等が必要となります。一方、日本刀及び古式銃砲の管轄は各都道府県の教育委員会になります（「銃砲刀剣類所持等取締法（銃刀法）」第14条）。

日本刀は登録証がなければ売買することはできません。日本刀を購入する際には、購入後2週間以内に「所有者変更届出書」を、「登録証が発行された教育委員会宛てに」提出する必要があります（「銃刀法」第17条）。住んでいる地域の教育委員会宛てではないので、注意してください。提出は郵送でも可能で、郵送後、教育委員会から登録変更された旨の通知等は来ないことがほとんどです。所有者変更届を提出するときの添付書類として、登録証のコピーを同封します。登録証の書換えはされず、そのまま有効となります。

北海道教育委員会 様 〒 住 所 氏 名 電 話 番 号	右の刀	登録番号	第五号様式 所 有 者 変 更 届 出 書
	平成 年 月 日	種別	
	火縄式銃砲等の古式銃砲類を譲り受けましたから届出ます。	長さ （鉄刀 剣 砲類）	
		譲り受得又ははした相続月日	
		住居・有氏名	

所有者変更届

北海道教育委員会 様 〒 住 所 氏 名 電 話 番 号	次のとおり住所を変更したから届け出ます。	第 北海道 号	第 北海道 号	登録記号番号	住 所 変 更 届
	平成 年 月 日			種別	
				長さ	
				反り	
				銘文	

住所変更届

実際のところ、日本刀の売買において行政書士が関係することはほぼないと思われます。刀剣商にもよりますが、購入者に対し所有者変更届を出す旨の話だけする場合や、サインと押印だけする状態まで作成のうえ購入者に渡す場合等、対応はまちまちではありますが、手続としては難しいものではないからです。

ただ、行政書士として絡む機会があると考えられるのは、たとえば相続の諸手続について依頼があった場合、故人の所有していた財産のなかに、日本刀がある場合があります。日本刀は流通する場合の金銭的評価はピンキリであり、錆びだらけで売れないようなものから、数百万、数千万円するものまであります。刀の評価は素人にはまず無理ですから、それらに行政書士が口を出すのは控えたほうが良いかと思われませんが、日本刀の所持者が亡くなったような場合も、相続による所有者変更届の提出が必要となります。

評価が高い場合は相続税の申告にも影響してくる可能性もあるでしょうし、相続人の方が届出の手続を知らない場合、行政書士がアドバイスのうえ手続代行をするのも業務として当然進んで行くべきことでしょう。相続財産の財産目録を作成する際にも、一言、日本刀のような美術品は所有されていなかったかと聞いてあげることも、行政書士として業務の幅を広げ、顧客からの信用を増す方策のひとつかと思われます。

なお、万一登録証がない日本刀が見つかった場合、まず警察署に電話のうえ、指示に従って警察署に持参し、刀剣を所持したい場合にはその旨申し出ると「刀剣類発見届出済証」を交付してもらえます。その後、各都道府県の教育委員会にて登録のための審査を受け、登録証を発行してもらう、という流れになるのが基本です。なお、登録不可となった場合（伝統的手法による制作がなされていないものは登録されません）は登録証の交付はされません。ちなみに銃砲刀剣類登録審査会は、北海道の場合概ね年4回程度開催されます。

日本刀は伝統文化のなかで幾多の苦難を乗り越えて大切にされてきた美術品であり、大切に扱えば、日本刀は百年、千年単位で受け継がれていくものです。先人たちが大事に遺してくれていた日本刀を次世代に伝えていくためにも、行政書士として法律面からのアドバイスをしていってもらえればと思います。

「A会報委員の事例から」

日本刀は相続があった際など届出が必要となりますが、届出がされていなかった場合などは起こり得ます。A会報委員の事例ですが、祖父が所有していた脇差と短刀があり、祖父が亡くなった際に、特に手続を行っていませんでした。脇差には登録証がついていましたが、短刀には登録証がついておらず、平成29年7月上旬に教育委員会に連絡し、登録審査会出席の打診を行いました。その前に警察への届出が必要となる旨を聞き、管轄の警察署へ連絡。すると私服警察官3人が自宅を訪問して聴取が行われ、無登録の短刀所持と登録証の名義書換懈怠で始末書を作成、さらには脇差と短刀が一時預かりとなりました。その後警察署にて聴取を2度受けてこれまでの経緯について聞かれるものの、短刀はなかなか返還されず、9月になってやっと短刀の返還と仮登録証をもらいました。

未登録であった短刀については平成29年11月24日開催の銃砲刀剣類登録審査会に持ち込み、審査と登録を受ける手続を行い、無事登録証を交付してもらうことができました。

A会報委員のように警察に短刀を取り上げられて長期間返還をしてもらえないという状況はレアケースであろうと思われますが、未登録の日本刀が出てくることはそれほど珍しい話ではありません。

登録審査会は本人が行けない場合は代理人でも可能ですが、委任状が必要となります。代理人は、もちろん行政書士になることも可能です。

もし相続人の方などから相談を受けた場合は、行政書士として、法律違反状態となってしまうように適切なアドバイスをしてあげてもらえればと思います。



登録審査会会場入口